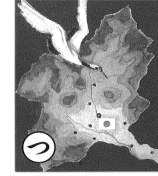




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月26日(金) 号外(第6号)

目次

ページ

条 例

- 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務課) 3
- 群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例(同) 4
- 群馬県多文化共生・共創推進条例(ぐんま暮らし・外国人活躍推進課) 4
- 群馬県犯罪被害者等支援条例(生活こども課) 6
- 群馬県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(県民活動支援・広聴課) 10
- 群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例(児童福祉・青少年課) 10
- 群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(同) 16
- 群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(介護高齢課) 17
- 群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 19
- 群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 21
- 群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 24
- 群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 32
- 群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 39
- 群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 43
- 群馬県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 46
- 群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 50
- 群馬県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例(保健予防課) 53
- 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(障害政策課) 54
- 群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 56
- 群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(同) 61
- 群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 63
- 群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(同) 69
- 群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 71
- 群馬県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 73
- 群馬県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 75
- 群馬県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 76
- 群馬県薬事審議会条例の一部を改正する条例(薬務課) 78
- 群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を

改正する条例(同)	79
○群馬県食品衛生法施行条例の一部を改正する等の条例(食品・生活衛生課)	80
○群馬県産の生乳の安全性の確保に関する条例の一部を改正する条例(畜産課)	91
○群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(地域企業支援課)	91
○群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(労働政策課)	93
○群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(観光魅力創出課)	94
○群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(道路管理課)	95
○群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(建築課)	98
○群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(学校人事課)	99
○群馬県立青少年自然の家に関する条例の一部を改正する条例(生涯学習課)	100
○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例(生活安全企画課)	100
○群馬県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例(議会事務局総務課)	101
○群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例(議会事務局議事課)	102

■ 条 例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第六号

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の九の項上欄(中)「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改め、同欄中(庚)を削り、(癸)を(戊)とし、(己)を(甲)とし、(乙)から(庚)までを(戊)から(癸)までとし、同欄(中)「採る」を「とる」に改め、同欄(乙)を同欄(戊)とし、その次に次のように加える。

(戊) 法第七十二条の五第一項の規定により、卸売販売業者等に対し措置をとるべきことを命ずること。

(己) 法第七十二条の五第二項の規定により、特定電気通信役務提供者に対し措置を講ずることを要請すること。

別表第一の一の九の項上欄(中)を(戊)とし、(ハ)から(イ)までを(九)から(ロ)までとし、その次に次のように加える。

(ロ) 法第七十二条の二の規定により、卸売販売業者等に対し必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第一の一の九の項上欄(ロ)の次に次のように加える。

(ハ) 法第六十八条の八の規定により、記録等の事務について必要な指導及び助言を行うこと(再生医療等製品の販売業者、再生医療等製品取扱医療関係者又は病院若しくは診療所の管理者に係るものに限る。)

別表第一の五の四の項上欄(中)「公告し、又は」を削り、「利用」の下に「その他の内閣府令で定める方法」を加え、同欄(ロ)中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

別表第二の十九の項上欄中「法」という。)の下に「及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号。以下この項において「省令」という。)」を加え、同欄に次のように加える。

(ロ) 省令第一条の四の規定による麻薬取扱者の役員の変更の届出

(ハ) 省令第十四条の四の規定による向精神薬営業者の役員の変更の届出

別表第二の二十一の項上欄中(乙)を(戊)とし、(一)から(ロ)までを(三)から(庚)までとし、同欄(一)及び(二)として次のように加える。

(一) 法第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定に関する申請及び交付

(二) 法第六条の三第一項の規定による専門医療機関連携薬局の認定に関する申請及び交付

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、別表第一の五の四の項の改正規定は同年六月九日から、別表第二の十九の項の改正規定は令和四年四月一日から施行する。

群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七号

群馬県地域機関設置条例の一部を改正する条例

群馬県地域機関設置条例(平成十六年群馬県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表群馬県北群馬渋川振興局の項の前に次のように加える。

群馬県中部振興局	前橋市	前橋市、伊勢崎市、佐波郡
----------	-----	--------------

第二条第二項の表群馬県北群馬渋川振興局の項の次に次のように加える。

群馬県高崎安中振興局	高崎市	高崎市、安中市
------------	-----	---------

第二条第二項の表群馬県利根沼田振興局の項の次に次のように加える。

群馬県東部振興局	太田市	太田市、館林市、邑楽郡
----------	-----	-------------

第二条第二項の表群馬県邑楽館林振興局の項を削る。

第三条第二項の表群馬県前橋行政県税事務所の項所管区域の欄中「前橋市」の下に

「伊勢崎市、佐波郡(伊勢崎市及び佐波郡は、地域振興に関する事務に限る。)」

を加え、同表群馬県伊勢崎行政県税事務所の項中「佐波郡」の下に「(地域振興に關

する事務を除く。)」を加え、同表群馬県太田行政県税事務所の項所管区域の欄中

「太田市」の下に「館林市、邑楽郡(館林市及び邑楽郡は、地域振興に関する事務

に限る。)」を加え、同表群馬県館林行政県税事務所の項中「邑楽郡」の下に「(地

域振興に関する事務を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県多文化共生・共創推進条例をここに公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第八号

群馬県多文化共生・共創推進条例

情報化やグローバル化が急速に進む世界の中で、日本に居住し、様々な分野で活躍する外国人の存在は、ますます重要になってきている。特に地域経済や地域社会の発展を考える際、そこに暮らす外国人の貢献は極めて重要である。私たちは、改めてこの現実を前向きに受け止め、外国人との共生を推進し、彼らと力を合わせて持続可能な地域社会の実現を目指していく必要がある。

すなわち、私たちは、群馬県を更に飛躍させ、県民の幸福度を向上させていくためには、私たちの故郷である群馬県に共に暮らす外国人との共生・共創を図っていくことが不可欠だと考えている。

私たちは、群馬県を学びの場、仕事の場、生活の場、そして文化創造の場として選んだ外国人県民を、魅力にあふれ、多様性を受け入れ、誰一人として取り残さない地域を共に創っていくための「仲間」だと捉えている。

群馬県は、古代の昔から外国の技術や知見を学び、それらを群馬の風土と融合させることで、多くの歴史的な成果や変革を生み出してきた。例えば、大陸から伝播した稲作、養蚕などは、渡来人と協力しつつ、改良を重ねられてきた。上野三碑のような古碑や古墳、埴輪といった群馬の誇るべき文化も、同じ過程を経て創造されたものである。

前記の多文化融合を強みとする群馬のDNAは、近代にも引き継がれた。世界遺産である富岡製糸場の建設と蚕糸業の振興は、最も分かりやすい例といえる。群馬県は、歴史的に見ても、外からの文化や技術を積極的に受け入れる寛容さと、多様な考え方を融合させる柔軟な思考を通じて、新たな価値の創造を積み重ねてきた。

そして今、群馬県には、多様な文化と価値観を持つ多くの外国人県民が暮らしている。諸般の情勢を考え合わせると、その数は更に増えていく可能性が高い。そう考えると、日本人県民と外国人県民が共に社会のルールを守りつつ、新しい群馬の実現に協力して取り組むことが、群馬県を発展させていくための重要な鍵となる。

そして、そのことが、群馬県が目指す「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわ

らず、全ての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」の実現につながる。

ここに、私たち群馬県民は、先人たちの歩みを引き継ぐとともに、日本人県民と外国人県民が手を携え、多文化共生・共創社会の実現に向けた更なる一步を踏み出せるよう、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、多文化共生・共創社会の形成の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって魅力あふれる持続して発展する群馬県及び国籍、民族等にかかわらず誰もが幸福を感じることできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「多文化共生」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、安心して、かつ、快適に暮らすことをいう。

2 この条例において「多文化共創」とは、国籍、民族等の異なる人々が、多様性を生かしつつ、文化及び経済において新たな価値を創造し、又は地域に活力をもたらすことをいう。

3 この条例において「多文化共生・共創社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きるとともに、多様性を生かしつつ、文化及び経済において新たな価値を創造し、又は地域に活力をもたらす社会をいう。

(基本理念)

第三条 多文化共生・共創社会の形成の推進は、全ての県民が、国籍、民族等の違いにかかわらず、差別されることなく等しくその人権を尊重され、誰一人取り残されることなく、地域社会を構成する一員として受け入れられる社会の実現を図ることを旨として行われなければならない。

2 多文化共生・共創社会の形成の推進は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市町村、県民及び事業者と連携し、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、県、県民及び事業者と連携し、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する施策を検討し、及び実施するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、地域、職場、学校、家庭その他あらゆる分野において、多文化共生・共創社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、外国人県民を適正かつ円滑に受け入れ、及び雇用することをはじめ、その事業活動に関し、多文化共生・共創社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町村が実施する多文化共生・共創社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(多文化共生・共創推進基本計画)

第八条 知事は、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生・共創推進基本計画(次項及び第十五条において「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、多文化共生及び多文化共創に関し優れた識見を有する者から意見を聴くものとする。

(市町村との協働)

第九条 県は、多文化共生・共創社会の形成の推進のため、市町村と協働して取り組むとともに、市町村が行う多文化共生・共創社会の形成の推進に関する施策に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の活動を促進するための支援)

第十条 県は、県民及び事業者が行う地域、文化、経済等に係る多文化共生・共創社

会の形成の推進に寄与する活動を促進するため、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(教育の充実)

第十一条 県は、多文化共生・共創社会の形成の推進における学校教育及び社会教育の役割の重要性に鑑み、その充実を図るよう努めるものとする。

2 県は、市町村及び事業者と連携し、外国人県民が日常生活、社会生活又は職業生活に円滑に営むことができるよう、日本語教育の充実を図るよう努めるものとする。
(多文化共生・共創推進月間)

第十二条 県は、県民の多文化共生・共創社会の形成の推進に係る関心を深めるため、多文化共生・共創推進月間を定める。

(推進体制の整備)

第十三条 県は、国、市町村、県民、事業者、関係機関及び関係団体と連携し、多文化共生・共創社会の形成の推進に必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(多文化共生・共創推進会議の設置等)

第十五条 知事の諮問に応じ、多文化共生・共創社会の形成の推進に関する重要事項及び基本計画の進捗状況を調査審議するため、群馬県多文化共生・共創推進会議(次項において「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、前項に規定する重要事項及び基本計画の進捗状況に関し知事に意見を述べることができる。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第九号

群馬県犯罪被害者等支援条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第十一条)

第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策(第十二条―第二十四条)

附 則

県民の生命、身体及び財産の安全は、県民生活の全ての基礎であり、誰もが安心して暮らせる犯罪のない社会の実現は、全ての県民の願いである。

しかしながら、多くの方々が思いもよらず、ある日突然、犯罪等の被害者及びその家族又は遺族となっている。犯罪被害者等の苦しみは、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害も平穏な生活を取り戻す障壁となっている。

また、被害者の属性や被害の態様によっては、自ら被害を訴えることが困難で、そのために支援の手が行き届いていない方々が存在している。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会で再び安心して日常生活を営むことができるようになるためには、関係するものが相互に連携協力し、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、県民や事業者等の周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、社会全体で支えていくことが必要である。

こうした認識のもと、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添う社会を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者、市町村及び民間支援団体の責務及び役割を明らかにするとともに、犯罪被害者

等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
 三 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。

四 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び安心して日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。

五 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第二十三条第一項の団体をいう。)その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携し、及び協力して行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものとの適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

3 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮し、これを防止するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第七条 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その施策を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、住民に対して必要な支援を行うほか、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等支援を行うに当たっては、専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(総合的支援体制の整備)

第九条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと相互に連携し、及び協力して犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第十条 知事は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画(次項において「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- 二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

(財政上の措置)

第十一条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 犯罪被害者等支援に関する基本的施策

(相談窓口の設置、情報の提供等)

第十二条 県は、犯罪被害者等のための相談窓口を設置して、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十三条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス

及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 犯罪被害者等が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときは、前項の施策に協力する当該犯罪被害者等の養育、養護、教育、福祉等に関係する者は、当該犯罪被害者等が心身に受けた影響及び心身の状況を適切に理解し、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。

3 前項の場合において、犯罪被害者等支援を行うものは、当該犯罪被害者等の養育、養護、教育、福祉等に関係する者と連携し、及び協力して支援を行うものとする。

(安全の確保)

第十四条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十五条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等について居住の安定を図り、並びに更なる犯罪等による被害及び二次被害を受けることを防止するため、県営住宅(群馬県県営住宅管理条例(昭和三十五年群馬県条例第三十二号)第二条第一号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十六条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性に関する事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十七条 県は、犯罪等による被害又は二次被害に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(大規模事案における支援の実施)

第十八条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案による犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必

要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、当該事案に対応するための支援の体制を整え、必要な支援を行うものとする。

(県内に住所を有しない者等に対する支援)

第十九条 県は、県内に住所を有しない、又は居住していない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、民間支援団体その他関係機関と連携して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策は、当該犯罪被害者等が住所を有し、又は居住する都道府県及び当該都道府県に所在する民間支援団体と連携して講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第二十条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第二十一条 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(支援に従事する人材の育成)

第二十二条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、県及び市町村の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものに対し、研修の実施その他の必要な措置を講じ、犯罪被害者等支援を担う人材の育成に努めるものとする。

(支援に従事する者に対する支援)

第二十三条 県は、支援に従事する者が犯罪被害者等支援を行うに当たって犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援に従事する者に対する相談、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体の活動に対する支援)

第二十四条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第十号

群馬県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

群馬県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十四条第一項中「同項第二号に掲げる書類にあつては、既に当該書類を提出している場合であつてその内容に変更がないときは、その旨を記載した書類」を「同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項第二号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

第二十二条第一項第三号中「第五十二条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

附 則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例をここに公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第十一号

群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 虐待の未然防止(第九条)

第三章 虐待の早期発見及び虐待通告に係る対応等(第十条―第十八条)

第四章 家族及び社会形態に沿った虐待対応等(第十九条―第二十条)

第五章 市町村事業への支援(第二十一条)

第六章 虐待を受けた子ども及びその保護者への支援等(第二十二条・第二十三条)

第七章 社会的養護の充実(第二十四条)

第八章 子どもの死因究明等(第二十五条・第二十六条)

第九章 雑則(第二十七条・第二十八条)

附 則

次代の社会を担う子どもは、あらゆる場面において権利の主体として尊重され、守られるべき存在である。

子どもへの虐待は、子どもから笑顔や将来の夢、時には生命さえも奪ってしまう。

虐待は、子どもに対する重大な人権の侵害であり、心身の成長及び人格の形成にも重大な影響を与えるとともに、将来の世代への連鎖が懸念されるため、理由のいかんにかかわらず決して許されるものではない。

本来、保護者は、子どもにとって最も安心できる存在であり、子どもが心身ともに健やかに成長し、それぞれの能力や強みを生かして前向きに生きる力を獲得し、他者や社会とのつながりが保てるよう支援しなければならない。

しかし、保護者からの虐待が後を絶たず、多くの痛ましい事件が発生するなど、虐待の防止は社会全体で解決すべき喫緊の課題となっている。

保護者が虐待をしてしまう背景には、保護者自身の生活上のストレスや解決困難な

心身の問題、子どもの育てにくさ、心理的及び社会的孤立に加え、保護者の子ども時代の被虐待経験もその要因の一つとなっていることが指摘されている。

虐待が発生した場合には、必要に応じて子どもと保護者の分離や親権の制限等に踏み切る必要があるが、社会が、虐待をしてしまった保護者を責めるだけでは、問題の解決をかえって遠ざけることになりかねない。

困難な状況で育児を行ってきた保護者に寄り添うとともに、真の問題解決に向けた支援の在り方を県民全体で考えることが重要であり、「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく」、自己実現を達成し、幸福を実感できる社会の実現を目指す必要がある。

こうした認識の下、県、県民、市町村及び関係機関等が一体となり、虐待から子どもの生命を守り、子どもの権利が十分に尊重される社会の実現に向けて、不断の努力を重ね、もって子ども一人一人の幸福度を向上させるとともに、更にはその結果として、保護者一人一人の幸福度の向上につなげることを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、虐待から子どもの生命を守ること（以下「虐待防止」という。）及び子どもの権利を擁護すること（以下「子どもの権利擁護」という。）に關し基本理念を定め、県、保護者及び県民の責務並びに市町村及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、虐待防止及び子どもの権利擁護に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- 三 虐待 保護者とその監護する子どもについて行つたに掲げる行為をいう。

イ 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
ロ 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。

ハ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人によるイ、ロ、ニ又はホに掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

ニ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。）その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ホ 子どもに必要な医療を受けさせないことその他の子どもの利益に反する著しく不適切な養育を行うこと。

四 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び民生委員、児童委員、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

2 前項各号に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）で使用する用語の例による。

(基本理念)

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、何人も虐待を決して行つてはならず、また、許してはならない。

2 虐待は、社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、いつでも起こり得るといふ認識の下に、子育て中の家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。

3 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの生命を守ることを最も優先するとともに、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。

4 全ての子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、安心して生きる権利、能力を十分に発揮する権利、虐待を含めた暴力及び搾取から守られる権利、自己の意見を表明し、自己に関することに参加する権利その他の健全な成長及び発達をするための権利を有し、それが尊重されなければならない。

5 県、市町村及び関係機関等は、虐待と配偶者に対する暴力が、一つの家庭で同時に発生していることを想定し、相互に連携して家庭を包括的に支援する視点を持たなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、この条例に基づき、虐待防止及び子どもの権利擁護に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、必要な体制を整備しなければならない。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村及び関係機関等と連携するとともに、県民及び地域において虐待の防止や子育て支援に関する活動をしている団体等(以下「地域で活動する者」という。)の協力を得るものとする。

3 県は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等の連携及び協力を確保することを目的として、児童福祉法第二十五条の二第一項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)を設置する。

4 県は、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他の子どもの権利を尊重するための取組を推進するよう努めなければならない。

5 県は、この条例で定める事項について、言語、文化、国籍、年齢等にかかわらず、本県で暮らす全ての県民の理解を深めるよう啓発活動を行うものとする。

(保護者の責務)

第五条 保護者は、子どもの養育に係る第一義的責任を有することを踏まえ、虐待が子どもに与える重大な影響を認識し、子どもの健全な成長を図らなければならない。

2 保護者は、親権その他子どもに関する一切の権限を濫用してはならない。

3 保護者は、子どもの権利を尊重し、体罰その他の子どもの尊厳を害する全ての行為を行ってはならない。

4 妊娠した者及び乳児又は幼児の保護者は、母子保健法(昭和四十年法律第四百四十一号)第四条の規定を踏まえ、同法第十二条第一項及び第十三条第一項の規定に基

づき市町村が行う妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査の受診勧奨に応じよう努めなければならない。

5 保護者は、子どもに医療を受けさせる必要があるにもかかわらず、それを行わない場合には、第二条第一項第三号ホに該当するおそれがあることを理解し、県、市町村及び関係機関等の助言に応ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、虐待防止及び子どもの権利擁護に関する理解を深めるよう努めなければならない。

2 県民は、県及び市町村が行う虐待防止及び子どもの権利擁護に関する施策に協力し、並びに子育て中の家庭を孤立させないよう地域社会で見守る体制づくりに参画するよう努めるものとする。

3 県民は、虐待を受けた子ども(社会的養護(保護者のいない子ども及び保護者の適切な養育を受けられない子どもを公的責任で保護及び養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと)をいう。第二十四条において同じ。)の下で育ってきた子どもを含む。)が、円滑に社会的自立ができるよう、当該子ども(当該子どもが十八歳以上になった場合を含む。)に対して配慮するよう努めなければならない。

4 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに、これを市町村又は児童相談所若しくは県の設置する福祉事務所(以下「児童相談所等」という。)に通告(児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。)第六条第一項の規定による通告をいう。以下同じ。)をしなければならない。

(市町村の役割)

第七条 市町村は、県及び関係機関等と連携し、虐待防止及び子どもの権利擁護の推進並びに必要な体制の整備に努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第八条 関係機関等は、虐待防止及び子どもの権利擁護に資するよう、県及び市町村の行う施策に協力するとともに、自ら主体的な取組を推進するものとする。

2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に

努めるとともに、相互に情報の共有を図りながら連携した対応を行うものとし、また、その専門的知識及び経験を生かし、子ども及びその保護者に対する支援を行うよう努めるものとする。

第二章 虐待の未然防止

第九条 県は、虐待を未然に防止するため、妊娠、出産及び子育てについて相談しやすい環境の整備その他の市町村が実施する切れ目ない母子保健及び子育て支援に関する施策(障害児支援に関する施策を含む。)について必要な支援を行うものとする。

2 県は、若年者に対し、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談先等の情報提供を行うものとする。

3 県は、市町村及び医療機関と連携し、育児が困難と予想される妊婦又は医療機関で健康診査を受診していない妊婦の把握及びこれらの者に対する必要な支援並びに医療を受ける機会を確保するための啓発活動及び情報提供を行うものとする。

4 県は、家庭内での子どもの状況の変化等に早期に気付き得る立場の者に対し、虐待の見逃しの防止や虐待が疑われた場合の通告を促すための啓発活動を行うものとする。

5 県は、学校その他の子どもの活動場所において、子どもに対し、自身が守られるべき存在であることを認識するための啓発活動及び権利侵害に関する相談先等の情報提供を行うものとする。

第三章 虐待の早期発見及び虐待通告に係る対応等

(早期発見のための環境整備)

第十条 県は、市町村及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けたと思われる子どもに係る家庭その他の者からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。

2 県は、通告又は虐待に係る相談を行った者及び子どもの安全確認を行うための措置(以下「安全確認措置」という。)に協力した者に不利益が生じないよう必要な配慮をしなければならない。

(早期対応)

第十一条 児童相談所の所長(以下「児童相談所長」という。)は、通告を受けた場合には、直ちにその内容に係る調査を行い、市町村及び関係機関等と連携して、当該通告を受けてから二十四時間以内当該通告に係る子どもとの面会、面談等の方法により安全確認措置を講ずるよう努めなければならない。

2 保護者、子どもと同居する者及び関係機関等は、安全確認措置に協力しなければならない。

3 児童相談所長は、安全確認措置を行うに当たっては、近隣住民、児童福祉施設の職員、学校の教職員、子どもが居住する住宅を管理し、又は所有する者等に対し、必要に応じて情報の提供を求めることができる。

4 児童相談所長は、安全確認措置を行った場合は、速やかにその事案の緊急度及び重症度を判断し、当該子どもの安全確保のため必要があると認める場合は、一時保護を行い、又は適当な者に委託して一時保護を行わせなければならない。

(児童相談所の調査等)

第十二条 児童相談所長は、県の関係機関、県民、市町村及び関係機関等に対し、虐待に係る子ども又はその保護者の心身の状況、家庭環境等に関する情報の提供を求めることができる。

2 児童相談所長は、前条第三項及び前項の規定により情報を収集する場合においては、当該情報の収集が虐待又はその防止等の対応の目的のために特に行うものであることを十分に踏まえ、群馬県個人情報保護条例(平成十二年群馬県条例第八十五号)に基づき、その収集、管理及び利用を適切に行わなければならない。

(情報の共有)

第十三条 県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、児童相談所、福祉事務所、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四条第一項に規定する婦人相談所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター、警察その他の県の関係機関相互間並びに市町村、関係機関等及び地域で活動する者との間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

2 前項の情報の共有に当たっては、市町村が設置する要対協を活用するものとし、当該要対協は、情報の共有を効果的なものとするため、虐待に関する情報に係る電

磁的記録の作成により、当該情報の検索及び蓄積が容易にできるよう努めるものとする。

(転出又は転入時の情報共有)

第十四条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所(以下この条において「住所等」という。)を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所長に対する速やかな引継ぎその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な資料等を求めることにより迅速かつ的確に当該子ども及びその家庭の状況その他の子どもの安全の確保に必要な情報を把握するよう努めるものとする。

3 県は、市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町村以外の市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)にその住所等を移転する場合又は当該市町村以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町村にその住所等を移転するという情報の提供を受けた場合に、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるための必要な措置を講ずることができるよう、必要な支援を行うものとする。

(警察との連携強化)

第十五条 知事は、子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、児童相談所が把握した虐待に係る情報について、必要と認める範囲で警察本部長と共有し、虐待防止のため協働するものとする。

(医療機関との連携強化等)

第十六条 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関相互の連携協力体制の整備に努めるものとする。

2 県は、医療機関における虐待の見逃しの防止に資するよう、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者(以下「医療関係者」という。)に対する虐待に関する専門的な研修の実施並びに県、市町村及び医療機関の連携協力体制の整備に努めるものとする。

3 医療関係者は、健康診査、診療、保健指導その他の子ども及びその家庭に接する機会を通じ、支援が必要な子ども及び家庭の把握及び支援並びに虐待の未然防止及び早期発見に努めるものとし、虐待が疑われる場合は、躊躇なく児童相談所等に通告するとともに、医学的知見に基づき説明を行うものとする。

(地域における活動の推進)

第十七条 民生委員、児童委員及び地域で活動する者は、相互に協力し、その活動の推進に努めるものとする。

2 県は、地域における虐待防止及び子どもの権利擁護を推進するため、地域で活動する者の育成、確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材育成)

第十八条 県は、虐待に的確に対応するため、虐待の早期発見及び早期対応その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員を育成し、児童相談所の運営体制の強化を図らなければならない。

2 県は、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に資する研修等を実施するものとする。

第四章 家族及び社会形態に沿った虐待対応等

第十九条 児童相談所等及び関係機関等は、虐待への対応及び配偶者に対する暴力への対応が連携して行われるよう、情報の共有を推進するものとする。

2 児童相談所等及び関係機関等は、前項の連携により、虐待又は配偶者に対する暴力の被害を受けた子ども及びその保護者に対し一体的な支援ができるよう、一時保護(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第三項第三号に規定する一時保護を含む。)その他の必要な措置を講ずるものとする。

(社会の変化への対応)

第二十条 県は、虐待への対応において、対面によりその家庭を支援することを原則としつつ、子ども及び保護者の利便性の向上並びに児童相談所の業務の効率化を図るため、インターネットを利用したサービスその他の情報通信技術の活用等により社会及び地域の変化に対応し、その時々新たな常識、習慣及び生活様式に適應した相談体制を整備するものとする。

第五章 市町村事業への支援

第二十一条 県は、市町村が設置する要対協の円滑な運営の確保及び活性化のため、必要な助言その他の支援を行うものとする。

2 県は、虐待の未然防止に資するため、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業その他の市町村が行う子育て支援に関する業務について必要な支援を行うものとする。

3 県は、市町村における虐待への対応が適切に行われるよう、児童相談所に配置している市町村支援児童福祉司（児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第三条第一項第三号に掲げる業務を行う児童福祉司をいう。）による専門的見地からの支援を行うものとする。

第六章 虐待を受けた子ども及びその保護者への支援等

（虐待を受けた子どもへの支援）

第二十二条 県は、虐待を受けた子どもが再び虐待を受けることなく、家庭又はできる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、市町村及び関係機関等と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、一時保護をした子どもに対し、児童福祉法その他の関係法令に基づき、良好な家庭環境を提供するとともに、当該子どもの権利を尊重した支援を行うものとする。

3 県は、虐待を受けた子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、保健、医療、福祉、教育等の専門家の連携により、年齢、心身の状況等を十分考慮した支援を行うものとする。

4 県は、子どもが虐待から逃れ、自らの安全を確保できるよう、市町村及び関係機関等と連携し、子どもに対し教育、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

5 県は、虐待を受けた子どもが将来保護者となったときに、良好な家庭環境を形成するよう、当該子どもに対し、その成長の過程において必要な支援を行うものとする。

（保護者への支援）

第二十三条 県は、保護者の子育てに対する負担感その他の虐待が発生する要因を明

らかにし、虐待を防止するため、市町村及び関係機関等と連携し、保護者の抱えている心理的及び社会的問題の把握に努め、情報の提供、相談の実施その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、市町村及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者が良好な家庭環境を形成し、再び虐待を行わないようにするため、当該保護者に対し、家族の再統合に向けた支援プログラムの実施その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、虐待を受けた子ども心身の健康の回復を図るため、当該子どもの保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

第七章 社会的養護の充実

第二十四条 県は、子どもの社会的養護の充実を図るため、里親制度の啓発活動、里親の養育充実のための支援及び里親等への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の確保並びにこれらの施設における家庭的な養育環境の整備及び施設職員の資質向上に取り組むものとする。

2 県は、社会的養護の対象であった子どもに対し、円滑な社会的自立のため、必要な支援及び広報その他の啓発活動を行うとともに、十八歳を超えて支援が継続できる体制を整備するものとする。

第八章 子どもの死因究明等

（重篤又は死亡事例の検証）

第二十五条 県は、法第四条第五項の規定に基づく検証結果を児童相談所、市町村及び関係機関等において職務に従事する者の研修に活用することその他虐待による死亡事例等の重大事例の再発防止に関する取組を積極的に進めるものとする。

2 県は、法第四条第五項の規定に基づく検証を行うに当たっては、第十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「児童相談所長」とあるのは「県」と、「県の関係機関、県民」とあるのは「県民」と、「虐待に係る子ども又はその保護者の心身の状況、家庭環境等に関する」とあるのは「必要な」と読み替えるものとする。

（子どもの死因究明）

第二十六条 県は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年

法律第百四号)第十五条第二項の規定に基づき、同法第二条に規定する成育過程にある子どもが死亡した場合において、その死亡の原因に関する情報を検証し、効果的な予防対策を導き出し、及び必要な施策を行うことにより、子どもの安心して生きる権利の擁護に努めるものとする。

2 県は、前項の検証を行うに当たっては、第十二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「児童相談所長」とあるのは「県」と、「県の関係機関、県民」とあるのは「県民」と、「虐待に係る子ども又はその保護者の心身の状況、家庭環境等に関する」とあるのは「必要な」と読み替えるものとする。

第九章 雑則

(秘密の保持)

第二十七条 児童相談所等の職員及び関係機関等は、正当な理由がなく、その職務に關して知り得た虐待を受け、又は受けたと思われる子ども及びその保護者に関する秘密を漏らしてはならない。

(公表)

第二十八条 知事は、毎年度、虐待の発生状況及び虐待防止に関する施策の実施状況をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十二号

群馬県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

群馬県青少年健全育成条例(平成十九年群馬県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第三十五条の二 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第五十七条第九号において同じ。)の提供を求めてはならない。

第三十九条第二号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第五十七条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 第三十五条の二の規定に違反して、青少年に対し、次に掲げる行為を行った者

イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

ロ 青少年を威迫し、欺き、又は困惑させる方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

ハ 青少年に対し対償を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

第六十条中「第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条」を「第三十二条から第三十九条まで」に改める。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第三十九条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十三号

群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十七条第五項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)」を加える。

第二十二条第二項中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第二十四条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第二十八条に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十三条第一項第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の二条を加える。

(虐待の防止)

第三十四条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的

に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
(電磁的記録等)

第三十五条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第二条中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

附則第三条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第十条中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日まで
の間、改正後の第二条第四項及び第三十四条(附則第十条において準用する場合を含む。)の規定並びに附則第三条第四項の規定の適用については、これらの規定中

「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とし、改正後の第七条(附則第十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第七条中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十四条の二(附則第十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二十四条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十四条第三項(附則第十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

5 施行日から起算して六月を経過する日までの間、改正後の第三十三条第一項(附則第十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十六条第二項第三号(附則第十条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的
に実施するよう努めるものとする。

群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第十四号

群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十二条第十二項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。」を加える。

第二十一条第二項中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

第二十三条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、

介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の

明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十三条の二 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的にを行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十四条第二項第一号中「委員会」の下に「テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第二十九条第一項第三号中「委員会」の下に「テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

本則に次の二条を加える。

(虐待の防止)

第三十条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第三十一条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二条第四項及び第三十条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第七条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十三条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

5 施行日から起算して六月を経過する日までの間、改正後の第二十九条第一項の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十四条第二項第三号の規定にかかわらず、養護老人ホームは、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十五号

群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「附則」を「第六章 雑則(第五十三條)」に改める。

第二条に次の一項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第六条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十五条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)」を加える。

第二十三条第二項中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第二十四条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十一条第一項第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二章中第三十一条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十一条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第三十三条に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第三十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十五条第四項第一号イ(3)ただし書中「十二人」を「十五人」に改め、同号イ(6)を次のように改める。

(6) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第三十六条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

第四十条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十条に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十二条中「及び第二十六条から第三十一条までの」を「第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二までの」に、「第十二条から第三十一条」を「第十二条から第三十一条の二」に、「及び第二十六条から第三十一条まで」を「第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二まで」に改める。

第四十五条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

第四十五条第九項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第四十七条第一項中「協議会()」の下に「テレビ電話装置等を活用して行うもの(入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得ないものを除く。を含む。」を加える。

第四十八条中「及び第三十一条の」を「第三十一条及び第三十一条の二の」に、「第十二条から第三十一条」を「第十二条から第三十一条の二」に、「及び第三十一条」を「第三十一条及び第三十一条の二」に改める。

第五十条第四項第一号イ(3)ただし書中「十二人」を「十五人」に改め、同号イ(6)を次のように改める。

(6) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第五十二条中「第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十三条」を「第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十一条の二、第三十一条の二、第三十一条の二、第三十一条の二」に、「第三十一条まで」を「第三十一条の二まで」に、「第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十四条」を「第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十一条の二、第三十四条」に改める。

本則に次の一章を加える。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十三条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代え

て、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二条第五項（第四十八条において準用する場合を含む。）、第三十一条の二（第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）及び第三十三条第三項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第七条（第四十八条において準用する場合を含む。）及び第三十四条（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に定める規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは、「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十四条の二（第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十四条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十四条第三項（第四十八条において準用する場合を含む。）及び第四十条第四項（第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

5 施行日以降、当分の間、改正後の第三十五条第四項第一号イ(3)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホーム又は改正後の第五十条第四項第一号イ(3)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、第十一条第一項第四号イ及び第四十条第二項（第五十二条において準用する場合を含む。）の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホーム又はユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

6 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、改正前の第三十五条第四項第一号イ(6)(二)又は第五十条第四項第一号イ(6)(二)の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

7 施行日から起算して六月を経過する日までの間、改正後の第三十一条第一項（第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

8 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十六条第二項第三号（第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別養護老人ホームは、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施するとともに、感染症の予防及びま

ん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十六号

群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成二十四年群馬県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十四章 雑則(第二百七十七条)」に改める。

附則

第三条に次の二項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十二条に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十二条の二 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 第三十三条に次の一項を加える。
- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- 第三十四条に次の一項を加える。
- 2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 第三十九条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。
- 第四十条の次に次の一条を加える。
- （虐待の防止）
- 第四十条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第四十七条中「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。
- 第五十七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第五十七条の次に次の一条を加える。
- （勤務体制の確保等）
- 第五十七条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。
- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。
 - 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- 第五十九条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第九条中」を「第九条第一項中」に、「第三十三条」を「第三十三条第二項」に改める。
- 第六十三条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第三十八条（第五項及

び第六項を除く。)、第三十九条から第四十一条まで(第三十八条第五項及び第六項を除く。)」に、「第九条中」を「第九条第一項中」に、「第二十條中」を「第二十条第一項中」に、「第三十三條」を「第三十三條第二項」に改める。

第七十七條中第七號を第八號とし、第六號の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十九條中「第九條中」を「第九條第一項中」に改める。

第八十五條第五號中「會議を」を「會議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ないものを除く。)を含む。)を」に改める。

第八十七條中第六號を第七號とし、第五號の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十九條中「第九條中」を「第九條第一項中」に改める。

第九十五條第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四號を第七號とし、第三號の次に次の三號を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供

されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあつた場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供

又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合に

ついては、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第九十五條に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げると

ころによるものとする。

一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第九十六條中第六號を第七號とし、第五號の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十八條中「第九條中」を「第九條第一項中」に改める。

第一百七條中第十號を第十一號とし、第九號の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百八條第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第一百八條に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第一百十條に次の一項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第百十一条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第百十一条の二を第百十一条の三とし、第百十一条の次に次の一条を加える。(地域との連携等)

第百十一条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第百十三条中「第三十四条」を、「第三十二条の二、第三十四条」に、「から第三十九条まで」を、「第三十八条、第四十条の二」に、「第九条中」を「第九条第一項中」に、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第二十八条及び第三十四条を「同項、第二十八条、第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号」に改める。

第百十五条中「第三十四条」を、「第三十二条の二、第三十四条」に、「から第三十九条まで」を、「第三十八条、第四十条の二」に、「第三十四条」を「第三十四条第一項」に、「及び第三十四条」を、「第三十二条の二第二項、第三十四条第

一項並びに第四十条の二第一号及び第三号」に、「及び第百八条第三項」を、「第百八条第三項及び第四項並びに第百十一条第二項第一号及び第三号」に改める。

第百三十五条中「第三十四条」を、「第三十二条の二、第三十四条」に、「第三十九条」を「第四十条の二」に、「第九条中」を「第九条第一項中」に改め、「第七条」と、「」の下に「同項、第二十八条、第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に改め、「第二十八条及び第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第百四十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第百四十四条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第百四十六条中「第二十八条」の下に、「第三十二条の二」を加え、「第九条中」を「第九条第一項中」に改め、「第百八条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百四十八条第一項第一号から第五号までの規定中「一人」を「一」に改め、同条第五項中「並びに」を「のうち一人以上及び」に、「及び」を「又は」に、「それぞれのうち一人」を「うち一人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。))を含む。との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第百五十一条第一項第二号イ中「第百十条」を「第百十条第一項」に改め、同号ロ中「第百十条」を「第百十条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第四項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。))」を「併設本体施設」に改める。

第百六十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第百六十八条中「第二十七条」の下に、「第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に、「(第三十九条第二項を除く。))」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」に改め、「第百八条第三項」の下に「及び第四項並びに第百十一条第二項第一号及び第三号」を加える。

第百七十一条第一項第二号イ中「第百十条」を「第百十条第一項」に改め、同号ロ中「第百十条」を「第百十条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)ただし書を削る。

第百七十八条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第百七十九条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百七十九条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百八十一条の三中「第二十七条」の下に、「第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に、「(第三十九条第二項を除く。))」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。))」と、第三十四条第一項中」に改め、「同じ。))」と、「同項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。))」を「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第百八条第三項」の下に「及び第四項並びに第百十一条第二項第一号及び第三号」を加える。

第百八十三条第一項第一号から第四号までの規定中「一人」を「一」に改める。

第百八十八条中「第二十七条」の下に、「第三十二条の二」を加え、「第三十八条(第五項及び第六項を除く。))、第三十九条から第四十一条まで」を「から第四十一条まで(第三十八条第五項及び第六項並びに第三十九条第二項を除く。))」に、「第二十号中」を「第二十号第一項中」に、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」に改め、「第百八条第三項」の下に「及び第四項並びに第百十一条第二項第一号及び第三号」を加える。

第百八十一条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第百二十四条中「第二十七条」の下に、「第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に、「(第三十九条第二項を除く。))」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」に改め、「第百八条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第百五十二条中」を「第百四十四条第二項第一号及び第三号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第百五十二条第一項中」に改める。

第二百三十三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十四条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百三十四条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十六条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第二百三十二条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十三条第四項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百三十三条に次の一項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十七条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第三十七条」

の下に「、第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」に、「読み替える」を「、第一百一十一条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第二百四十五条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十八条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第三十七条」の下に「、第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十四条第一項中」に改め、「の従業者」との下に「、第一百一十一条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第二百五十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百六十条に次の一項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第二百六十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させること

により、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百六十三条中「第二十七条」の下に、「第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に、「第九条中」を「第九条第一項中」に改め、「第二百五十七条」と、「」の下に「同項、第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第八十八条第二項」を「第八十八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改める。

第二百六十五条中「第二十七条」の下に、「第三十二条の二」を加え、「第三十八条（第五項及び第六項を除く。）、第三十九条から第四十一条まで」を「から第四十一条まで（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」に、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に、「第九条中」を「第九条第一項中」に改め、「第二百五十七条」と、「」の下に「同項、第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第八十八条第二項」を「第八十八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改める。

第二百七十六条中「第二十七条」の下に、「第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に、「第九条中」を「第九条第一項中」に改め、「第二百五十七条」と、「」の下に「同項、第三十二条の二第二項、第三十三条第三項第一号及び第三号並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「第三十三条中」を「第三十三条第一項中」に、「第八十八条第二項」を「第八十八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改める。

本則に次の一章を加える。

第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第二百七十七条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条にお

いて同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第十二条第一項（第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百十三条、第一百五十五条、第三十五条、第四十六条、第六十八条（第八十一条において準用する場合を含む。）、第八十一条の三、第八十一条、第二百四条（第二百六条において準用する場合を含む。）、第二百三十七条、第二百四十八条、第二百六十三条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。）及び第二百二十四条第一項（第二百四十八条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第二十一条から第二十三条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三条第三項及び第四十条の二（第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百十三条、第一百五十五条、第六十五条、第七十一条、第八十一条、第九十一条において準用する場合を含む。）、第八十一条の三、第八十一条、第二百四条（第二百六条において準用する場合を含む。）、第二百三十七条、第二百四十八条、第二百六

十三条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第三十条(第四十二条の三及び第四十七条において準用する場合を含む。)、第五十七条(第六十三条において準用する場合を含む。)、第七十七条、第八十七条、第九十六条、第一百七条(第一百五十九条及び第二百三十五条において準用する場合を含む。)、第二百四十三条、第六十四条(第八十一条の三及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第二百五十二条、第二百四十五条及び第二百五十七条(第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十二条の二(第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十条、第一百零三条、第一百五十九条、第一百三十五条、第一百四十六条、第一百六十八条(第一百八十一条において準用する場合を含む。)、第八十一条の三、第八十一条、第二百四十四条(第二百六十六条において準用する場合を含む。)、第二百三十七条、第二百四十八条、第二百六十三条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、第三十二条の二中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十三条第三項(第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。)、第一百一十一条第二項(第一百五十九条、第一百三十五条、第一百六十八条(第八十一条において準用する場合を含む。)、第八十一条の三、第八十一条、第二百三十七条及び第二百四十八

条において準用する場合を含む。)、第四十四条第二項(第二百四十四条(第二百六十六条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第二百六十六条第六項(第二百六十五条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第五十七条の二第三項(第六十三条において準用する場合を含む。)、第八十一条第三項(第一百五十九条、第二百三十五条、第二百四十六条、第六十八号、第八十一条の三、第八十一条及び第二百四十四条において準用する場合を含む。)、第一百七十九条第四項、第二百四十四第四項及び第二百三十三第四項(第二百四十八条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 施行日以降、当分の間、改正後の第七十一条第六項第一号イ②の規定に基づき利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、第四十八号第一項第三号及び第七十九号第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の第七十一条第六項第一号イ③(後段に係る部分に限る。)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第十七号

群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第十四章 雑則(第二百六十七条)」に改める。

第三条に次の二項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十五条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十五条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十五条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とし

た言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十五条の二の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第五十五条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第五十五条の三に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第五十五条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十五条の九の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外のもに指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第五十五条の十の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十五条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第六十三条中「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に、「第五十一条の十三」を「第五十一条の十三第一項」に改める。

第七十三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十三条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第七十三条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務

の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十五条中「第五十五条の二」を「第五十五条の二の二」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に、「第五十五条の三」を「第五十五条の三第二項」に改める。

第八十三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十五条中「第五十五条の二」を「第五十五条の二の二」に、「及び第六十九条」を「第六十九条及び第七十三条の二」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に、「第五十五条の三」を「第五十五条の三第二項」に改め、「設備及び備品等」との下に、「第七十三条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」とを加える。

第八十七条第一号中「構成される会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ないものを除く。))を含む。」を加える。

第九十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十四条中「第五十五条の二」を「第五十五条の二の二」に、「及び第六十九条」を「第六十九条及び第七十三条の二」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に、「第五十五条の三」を「第五十五条の三第二項」に改め、「設備

及び備品等」との下に、「第七十三条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第九十六条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合に ついては、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第九十六条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第二百一十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百一十一条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百一十一条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一十一条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二百二十二条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第二百二十四条中「第五十二条の三」の下に、「第五十五条の二の二」を加え、「第

五十五条の四中」を「第五十五条の四第一項中」に改める。

第三十条第一項第一号から第五号までの規定中「一人」を「一」に改め、同条第五項中「並びに」を「のうち一人以上及び」に、「及び」を「又は」に、「それぞれのうち一人」を「うち一人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第三十三条第一項第二号イ中「第二百二十一条の四」を「第二百二十一条の四第一項」に改め、同号ロ中「第二百二十一条の四」を「第二百二十一条の四第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第三十九条第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十条の二第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第四十三条中「第五十四条」の下に、「第五十五条の二の二」を、「第五十五条

の十一まで」の下に「（第五十五条の九第二項を除く。）を、「において」の下に、「第五十五条の二の二第二項」を加え、「第五十五条の四中」を「第五十五条の四第一項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」に改め、「第五十五条」とあるのは「第三百三十九条」と、「を削り、「第二百二十一条の二第三項」を「第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第三百三十九条」と、第二百二十一条の二第三項及び第四項」に改める。

第五十四条第一項第二号イ中「第二百二十一条の四」を「第二百二十一条の四第一項」に改め、同号ロ中「第二百二十一条の四」を「第二百二十一条の四第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ中(4)を削り、(5)を(4)とする。

第五十七条第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十八条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八條第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十八条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六十五条の三中「第五十四条」の下に、「第五十五条の二の二」を、「第五十五条の十一まで」の下に「（第五十五条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十五条の四中」「第五十五条」とあるのは「第六十五条の三において準用する第三百三十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活

介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）と、第二百一十一条の第二第三項を「第五十五条の二の第二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）と、第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第六十五條の三において準用する第三十九條」と、同項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百一十一条の第二第三項及び第四項に、「及び第三百三十八條」を、「第三百三十八條並びに第四百零條の二第二項第一号及び第三号」に改める。

第六百六十七條第一項第一号から第四号までの規定中「一人」を「一」に改める。

第六百七十二條中「第五十四條」の下に、「第五十五條の二の二」を加え、「第五十五條の七まで、第五十五條の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十五條の九から」を削り、「第五十五條の十一まで」の下に「（第五十五條の八第五項及び第六項並びに第五十五條の九第二項を除く。）」を加え、「第五十一條の十三中」を「第五十一條の十三第一項中」に、「第五十五條の四中「第五十五條」とあるのは「第七十二條において準用する第三百三十九條」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第二百一十一條の第二第三項を「第五十五條の二の二第二項、第五十五條の四第一項並びに第五十五條の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五十五條の四第一項中「第五十五條」とあるのは「第七十二條において準用する第三百三十九條」と、第二百一十一條の第二第三項及び第四項」に改める。

第六百七十九條中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第六百八十二條中「第五十四條」の下に、「第五十五條の二の二」を、「第五十五條の十一まで」の下に「（第五十五條の九第二項を除く。）」を加え、「第五十五條の四中」を「第五十五條の二の二第二項、第五十五條の四第一項並びに第五十五條の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十五條の四第一項中」に改め、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を削り、「第百

二十一条の第二第三項」の下に「及び第四項並びに第二百二十二條第二項第一号及び第三号」を加え、「第三百三十四條中」を「第三百三十四條第一項中」に改める。

第九百九十四條中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第九百九十五條第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八條第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九百九十五條に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十二條第三項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第二百十三條中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百十四條第四項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、法第八條第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百十四條に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優

越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百十八条中「第五十四条まで」の下に、「第五十五条の二の二」を、「第五十五条の十一まで」の下に「(第五十五条の九第二項を除く。)」を加え、「及び第五十五条の四」を、「第五十五条の二の二第二項、第五十五条の四第一項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号」に、「同条」を「同項」に改め、「第二百十三条」との下に、「第四百十条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第二百三十二条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十五条中「第五十四条まで」の下に、「第五十五条の二の二」を、「第五十五条の十一まで」の下に「(第五十五条の九第二項を除く。)」を、「第五十三条」の下に「第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号」を加え、「第五十五条の四中」を「第五十五条の四第一項中」に改め、「受託介護予防サービス事業所」との下に「第四百十条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第二百四十三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十六条に次の一項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止

のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第二百四十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百四十九条中「第五十四条」の下に「第五十五条の二の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に、「第五十一条の二中」を「第五十一条の第二項中」に改め、「第二百四十三条」と、「」の下に「同項、第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」を、「利用」との下に「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百五十四条中「第五十四条」の下に「第五十五条の二の二」を加え、「第五十五条の七まで、第五十五条の八(第五項及び第六項を除く。)、第五十五条の九から」を削り、「第五十五条の十一まで」の下に「(第五十五条の八第五項及び第六項を除く。)」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に、「第五十一条の二中」を「第五十一条の二第一項中」に改め、「第二百四十三条」と、「」の下に「同項、第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」を加え、「第五十一条の十三中」を「第五十一条の十三第一項中」に改め、「利用」と「」の下に「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十三条中「第五十四条」の下に「第五十五条の二の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に、「第五十一条の二中」を「第五十一条の二第二項中」に改め、「第二百四十三条」と、「」の下に「同項、第五十五条の二の二第二項、第五十五条の三第三項第一号及び第三号並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」を、「利用」との下に「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の一章を加える。

第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第二百六十七条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たたる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第五十一条の五第一項(第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百二十四条、第二百四十三条(第六十条において準用する場合を含む。)、第六十五条の三、第六十七条、第八十二条(第九十七条において準用する場合を含む。)、第二百二十八条、第二百三十五条、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。))及び第二百十条第一項(第二百三十五条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たたる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法という。)によることができる。

附則
第六年三月三十一日」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日まで

の間、改正後の第三条第三項及び第五十五条の十の二(第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百二十四条、第二百四十三条(第六十条において準用する場合を含む。))、第六十五条の三、第六十七条、第八十二条(第九十七条において準用する場合を含む。))、第二百二十八条、第二百三十五条、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とし、改正後の第五十五条(第六十三条において準用する場合を含む。))、第七十三条、第八十三条、第九十二条、第二百一十一条、第三百九十九条(第六十五条の三及び第六十七条において準用する場合を含む。))、第五百七十七条、第六百七十九条、第九十九条、第二百三十二条、第二百四十三条(第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは、「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。))とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第五十五条の二の二(第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百二十四条、第二百四十三条(第六十条において準用する場合を含む。))、第六十五条の三、第六十七条、第八十二条(第九十七条において準用する場合を含む。))、第二百二十八条、第二百三十五条、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第五十五条の二の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第五十五条の三第三項(第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。))、第二百二十二条第二項(第八十二条(第九十七条において

準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第四百四十条の二第二項(第六十条、第六十五条の三、第七十二条、第二百八条及び第三十五条)において準用する場合を含む。)、及び第二百四十六条第六項(第二百五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第五十五条の二第三項(第六十三条において準用する場合を含む。)、第二百一十一条の二第三項(第四百三十三条、第六十五条の三、第七十二条及び第八十二条において準用する場合を含む。)、第六十八号第四項、第九十五条第四項及び第二百四十四条第四項(第二百三十五条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 施行日以降、当分の間、改正後の第五十四条第六項第一号イ(2)の規定に基づき利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、改正後の第三十条第一項第三号及び第五十八条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。))の居室であつて、改正前の第五十四条第六項第一号イ(4)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十八号

群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第六章 雑則(第五十六条)」に改める。
附則

第三条に次の二項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五条第一項ただし書及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第五条第十項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)」に改める。

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うものを含む。)」を加える。

第十七条第六項中「召集」を「招集」に改め、「行方会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うもの(入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得ないものを除く。))を含む。)」を加える。

第二十二条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十二條の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十二條の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九條中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十條第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十條の次に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十條の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十條の二 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて

業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二條の次に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十三條第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第四号中「及び」を「又は」に改める。

第三十五條に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十一條第一項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十一條の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十一條の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行なうこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十五條に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十六条第一項第一号イ(3)ただし書中「十二人」を「十五人」に改め、同号イ(5)を次のように改める。

(5) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、

(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第四十八条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

第五十二条第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十三条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十三条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十五条中「第二十八条まで」の下に「、第三十条の二」を加える。
本則に次の一章を加える。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十六条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報

が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第十条第一項(第五十五条において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項(第五十五条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三条第四項、第四十一条の二(第五十五条において準用する場合を含む。))及び第四十五条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第二十九条及び第五十二条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは、「、虐待の防止のための措置に関する事項に定める規程を定めよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十条の二(第五十五条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、第三十条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うも

のとす」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十条第三項及び第五十三条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

5 施行日以降、当分の間、改正後の第四十六条第一項第一号イ③の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、第五十一条第三号イ及び第五十三条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

6 この条例の施行の際に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、改正前の第四十六条第一項第一号イ⑤⑥の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

7 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十二條の二の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

8 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十二條の三（第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十二條の三中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

9 施行日から起算して六月を経過する日までの間、改正後の第四十一条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

10 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十三条第二項第三号（第五十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十九号

群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第六章 雑則(第五十五条)」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第八十八条の二第二項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

第四条第六項及び第七項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第六条第一項第一号(1)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号(2)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)」を加える。

第十七条第六項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うもの(入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得ないものを除く。))を含む。」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十条の二 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務

継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十三条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十五条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十条第一項第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、

法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十五条第四項第一号ロ(1)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号ロ(2)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十七条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

第五十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十八条まで」の下に「第三十条の二」を加える。

本則に次の一章を加える。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十五条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第十条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))

む。)及び第十三条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第六条から第十条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三条第四項、第四十条の二(第五十四条において準用する場合を含む。)及び第四十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第二十九条及び第五十一条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十条の二(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うも

のとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十条第三項及び第五十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十条の二(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二十条の二中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十条の三(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二十条の三中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

7 施行日から起算して六月を経過する日までの間、改正後の第四十条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

8 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十三条第二項第三号(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

群馬県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十号

群馬県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第六章 雑則(第五十六条)」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第百十八条の二第二項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 栄養士又は管理栄養士 療養病床が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第四条第三項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第四条第六項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に、「第三項第六号」を「第三項第七号」に改め、同条第七項ただし書を次のように改める。

ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第四条第八項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に、「第三項第六号」を「第三項第七号」に改める。

第十七条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うものを含む。))」を加える。

第十八条第六項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うもの(入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得ないものを除く。))を含む。))」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十九条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十九条に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十九条の二 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十二条第二項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十四条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条第一項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十九条の二 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十三条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十四条第二項第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)を次のように改める。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第四十五条第二項第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)を次のように改める。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第四十六条第二項第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)を次のように改める。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第四十八条第八項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第五十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十三条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十三条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十五条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十七条まで」の下に「第二十九条の二」を加える。

本則に次の一章を加える。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十六条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第十一条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）及び第十四条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承

諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができる方法を用いる。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三条第四項、第三十九条の二（第五十五条において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第二十八条及び第五十二条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に定める規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十九条の二（第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十九条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十九条第三項及び第五十三条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

5 施行日以降、当分の間、改正後の第四十四条第二項第一号イ②、第四十五条第二項第一号イ②及び第四十六条第二項第一号イ②の規定に基づき入院患者の定員が十人を超えるユニットを有するユニット型指定介護療養型医療施設は、改正後の第四条第一項第二号及び第三号、同条第二項第二号及び第三号、同条第三項第二号及び

第三号並びに附則第二条第二号及び附則第三条の基準を満たすほか、ユニット型指定介護療養型医療施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

6 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の病室であつて、改正前の第四十四条第二項第一号イ(3)㉔、第四十五条第二項第一号イ(3)㉔及び第四十六条第二項第一号イ(3)㉔の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

7 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十条の二（第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十条の二中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

8 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十条の三（第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二十条の三中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

9 施行日から起算して六月を経過する日までの間、改正後の第三十九条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

10 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十二条第二項第三号（第五十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第二十一号

群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年群馬県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第六章 雑則(第五十五条)」に改める。
附則

第三条に次の二項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の第二項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

第六条第一項第一号ロ(1)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号ロ(2)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)」を加える。
第十七条第六項中「召集」を「招集」に改め、「行方会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うもの(入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得ないものを除く。))を含む。)」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十条の二 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 介護医療院は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計

画の変更を行うものとする。

第三十二条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十三条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十五条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第四十条第一項第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第二項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十五条第四項第一号ロ(1)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号ロ(2)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十七条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

第五十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十八条まで」の下に「、第三十条の二」を加える。

本則に次の一章を加える。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十五条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるもの(第十条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))及

び第十三条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第二条から第七条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則に次の一条を加える。

第八条 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第五条第二項第三号口及び第四十五条第二項第二号口の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三条第四項、第四十条の二(第五十四条において準用する場合を含む。)及び第四十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第二十九条及び第五十一条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十条の二(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十条第三項及び第五十条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十条の二(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二十条の二中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十条の三(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二十条の三中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

7 施行日から起算して六月を経過する日までの間、改正後の第四十条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第一号から第三号までに定める措置を講じるとともに、次の第四号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

8 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十三条第二項第三号(第五十四条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護医療院は、その従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的

施するよう努めるものとする。

群馬県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十二号

群馬県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

群馬県感染症診査協議会条例(平成十一年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条」を「第二十四条第六項」に、「感染症診査協議会(以下「協議会」という。)」を「感染症の診査に関する協議会」に改める。

第二条中「次の表の上欄に掲げる」を「県の」に改め、「同表の下欄に掲げる」を削り、「一の」の下に「感染症の診査に関する」を加え、「置く」を「置き、その名称は、群馬県感染症診査協議会(以下「協議会」という。）」とする」に改め、同条の表を削る。

第三条第一項中「十一人」を「十九人」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(部会)

第五条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができるとができる。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十三号

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「児童福祉施設」の下に「(障害児入所施設及び児童発達支援センター(以下「障害児入所施設等」という。)を除く。第十四条第二項において同じ。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(非常災害対策)

第七条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なうなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加

える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行なうこと。

第二十八条第四項中「。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第三十条第一項第四号イ中「第十二条の三第二項第四号」を「第十二条の三第二項第六号」に改める。

第三十七条第三項及び第五十八条第四項中「。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第六十八条第三項中「四・三」を「四」に改め、同条第十一項中「乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人」を「児童おおむね四人」に改め、同条第十五項中「。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第八十二条第一項中「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「。」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

二 調理業務の全部を委託する施設 調理員

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第八十二条第二項中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に、「する」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第六項中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第七項中「第一項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

第九十二条第三項及び第百条第四項中「。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第一百一条第一項中「第六百二十二条」を「第六百二十二条第一項」に、「児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）」を「人材育成センター（第三号及び第四号において「人材育成センター」という。）」に改め、同項第三号及び第四号中「養成所」を「人材育成センター」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第十四条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（職員に係る経過措置）

4 この条例の施行の際現に存する改正前の第六十八条第三項に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、改正後の同項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に存する改正前の第六十八条第十一項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、改正後の同項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に存する改正前の第八十二条第二項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する改正後の同項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十四号

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第一項第一号中「、保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)
」を「又は保育士」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、」を「日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)
」を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)
」を加え、同項後段を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- 二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)に

において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条第二項第二号及び第七十三条第二項第二号において同じ。)
のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条第二項第二号及び第七十三条第二項第二号において同じ。)
」を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)
において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条第二項第三号及び第七十三条第二項第三号において同じ。)
のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条第二項第三号及び第七十三条第二項第三号において同じ。)
」を行う場合

第六条中第七項を第八項とし、同条第六項中「第一項第一号」を「第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第二号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)
」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第七十三条において「機能訓練担当職員等」という。)
」を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七条第二項中「日常生活」を「日常生活」に、「機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことがで

さる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七条第三項中「前項」を「前二項」に、「従業者を」を「従業者（第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号に掲げる看護職員を除く。）」に改め、同項に次の一号を加える。

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第二十八条第五項中「会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以

下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）」を加える。

第三十八条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第三十九条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十九条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十一条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四十二条第二項中「指定児童発達支援事業所に」を「当該指定児童発達支援事業所に」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- 三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 第四十四条に次の一項を加える。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 第四十五条の見出し中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改め、同条第一項中「身体的拘束等」を「この条において「身体拘束等」に改め、同条第二項中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。
- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第四十六条に次の一項を加える。
- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第五十五条第二項第五号中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改める。
- 第五十六条第一項第一号中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第三項を削る。

- 第七十一条中「第四十四条中」を「第四十四条第一項中」に改める。
- 第七十三条第一項第一号中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「日常生活」を「日常生活」に、「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を次のように改める。
- ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
 - 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - 二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
 - 三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- 第七十三条中第七項を第八項とし、同条第六項中「第二項第一号」を「第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号」に、「保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 第七十九条第一項第一号中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育

士」に改め、同条第三項を削る。

第八十一条の三第二項中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加え、「の学部で」を「(短期大学を除く。)」若しくは大学院において」に改め、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第八十一条の九中「第三十九条」の下に「、第三十九条の二」を加える。

第八十九条中「第三十九条」の下に「、第三十九条の二」を加え、「第四十四条中」を「第四十四条第一項中」に改める。

第九十条第一項中「、第二項及び第四項、第七条」を「から第三項まで及び第五項、第七条(第三項及び第六項を除く。)」に、「第七十三条第一項、第二項及び第四項」を「第七十三条第一項から第三項まで及び第五項」に改め、「同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、」の下に「同条第三項及び第五項中」を加え、「、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と」を削り、「、同条第二項及び第三項」を「、同条第二項及び第四項」に、「同条第四項中「指定児童発達支援事業所」」を「同条第五項中「指定児童発達支援事業所」」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「指定放課後等サービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項」を「同条第三項及び第五項」に改め、同条第二項中「第六条第五項及び第七十三条第五項」を「第六条第六項及び第七十三条第六項」に改める。

附則第三条中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日まで
の間、改正後の第三条第四項及び第四十六条第二項(第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十一条において準用する場合を含む。の)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十九条の二(第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。の)の規定の適用については、第三十九条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第四十二条第二項(第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。の)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の第四十五条第三項(第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。の)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。(従業者の員数に係る経過措置)

6 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び附則第八項において「旧指定児童発達支援事業者」という。については、改正後の同条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 旧指定児童発達支援事業者に対する改正後の第六条第三項及び第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))」と、同条第七項中「又

- は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 8 旧指定児童発達支援事業者については、改正後の第七条第六項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に改正前の第五十六条第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、改正後の同条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 10 旧基準該当児童発達支援事業者については、改正前の第五十六条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。
- 11 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項及び附則第十三項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、改正後の同条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する改正後の第七十三条第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する改正後の第七十三条第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 14 この条例の施行の際現に改正前の第七十九条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、改正後の同条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正前の第七十九条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十五号

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第一項第三号イ(1)中「四・三」を「四」に改め、同号イ(2)中「障害児である乳児又は幼児(次条第三項第三号及び第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。)の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数」を「障害児の数を四で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第六条第三項第三号中「乳幼児」を「乳児又は幼児(第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。)」に改める。

第二十二条第五項中「会議」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うものを含む。)」を加える。

第三十五条中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第三十六条に次の一項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十六条の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時ににおいて、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十八条に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十九条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

第四十一条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定

福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十二条の見出し中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改め、同条第一項中「次項」を「以下この条」に、「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改め、同条第二項中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十三条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十二条第二項第五号中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改める。

第五十八条中「第四十一条中」を「第四十一条第一項中」に改める。

（群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年群馬県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め

る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第三条第四項及び第四十三条第二項（新条例第五十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第三十六条の二（新条例第五十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十六条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第三十九条第二項（新条例第五十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、新条例第四十二条第三項（新条例第五十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（従業者の員数に係る経過措置）

6 この条例の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧条例」という。）第五条第一項第三号イ(1)に規定する主として知的障害のあ

る児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新条例第五条第一項第三号イ(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第五条第一項第三号イ(2)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新条例第五条第一項第三号イ(2)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十六号

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三十二条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第三十四条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十四条の二 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十五条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策

を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第三十六条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第三十六条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四十一条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「第三十三条」の下に、「第三十六条の二」を加え、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二項中「第三十三条」の下に、「第三十六条の二」を加え、「第三十一条第一項」を「第三十一条第三項」に、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に、「第四十八条第二項」を「同条第二項」に改める。

第六十条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うものを含む」に改める。

第六十九条中「第七十四条」を「第七十四条第一項」に改める。

第七十条に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十二条に次の一項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七十三条第二項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）

を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

第七十四条に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

第七十七条第二項第五号中「第七十五条第二項」を「次条において準用する第三十六条の第二項」に、「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改める。

第七十八条中「第三十七条、第三十八条第一項」を「第三十四条の二、第三十六条の二から第三十八条(第二項を除く。)まで」に、「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。

第八十七条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が第九十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第九十一条中「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)

を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

第九十四条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第九十五条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「及び第七十五条から第七十七条まで」を、「第七十六条及び第七十七条」に改め、「同項第五号中「第七十五条第二項」とあるのは「第九十五条において準用する第七十五条第二項」とを削り、「同項第六号及び第七号」を「同項第五号から第七号までの規定」に改める。

第九十五条の五中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改める。

第一百条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十五条」を削り、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第一百条の四中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十五条」を削る。

第二百二十三条中「第三十五条」を「第三十四条(第一項及び第二項を除く。)」に改める。

第四百九十九条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「同項第五号中「第七十五条第二項」とあるのは「第四百九十九条において準用する第七十五条第二項」とを削り、「同項第六号及び第七号」を「同項第五号から第七号までの規定」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第四百九十九条の四中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改める。

第五十八条第二項第五号中「第七十五条第二項」を「第三十六条の二第二項」に、「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改める。

第五十九条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十五条」を削り、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第五十九条の四中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十五条」を削る。

第六十三条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第六十四条第二項中「第四項まで及び第六項」を「第五項まで」に改める。

第七十条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が第九十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第七十二条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「同項第五号中「第七十五条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第七十五条第二項」とを削り、「同項第六号及び第七号」を「同項第五号から第七号までの規定」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第九十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十四条の二の次に次の一条を加える。
(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第八十四条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十五条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「同項第五号中「第七十五条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第七十五条第二項」とを削り、「同項第六号及び第七号」を「同項第五号から第七号までの規定」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第九十条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「同項第五号中「第七十五条第二項」とあるのは「第九十条において準用する第七十五条第二項」とを削り、「同項第六号及び第七号」を「同項第五号から第七号までの規定」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第九十四条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「同項第五号中「第七十五条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する第七十五条第二項」とを削り、「同項第六号及び第七号」を「同項第五号から第七号までの規定」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第九十四条の八の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第二項中「対面」の下に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第九十四条の十二及び第九十四条の二十中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第九十六条第三項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第二百条に次の一項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百条の五中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「同項第五号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百条の五において準用する第七十五条第二項」とを削り、「同項第六号及び第七号」を「同項第五号から第七号までの規定」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第二百条の八第四項及び第五項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第二百一条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「同項第五号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条において準用する第七十五条第二項」とを削り、「同項第六号及び第七号」を「同項第五号から第七号までの規定」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第二百一条の四第三項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第二百一条の十一に次の一項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条の十二中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「同項第五号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第七十五条第二項」とを削り、「同項第六号及び第七号」を「同項第五号から第七号までの規定」に、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第二百二条第一項中「及び第五項」を削り、同条第二項中「第六項」を「第五項」

に改める。

第二百一条第一項中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第六十一条まで」を「第六十二条まで」に改め、「第七十二条まで」の下に、「第七十六条」を、「第八十三条」の下に、「第八十八条から第九十条まで」を加え、「第九十四条の」を「第九十二条から第九十四条までの」に、「第二百一条第二項から第五項までにおいて準用する第九十条」を「第二百一条第一項において準用する第九十条」に、「同項第五号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条第一項において準用する第七十五条第二項」と、同項第六号及び第七号」を「同項第五号から第七号までの規定」に改め、「第二百一条第一項」との下に、「第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」とを加え、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に、「第二百一条第二項から第五項までにおいて準用する前条」を「第二百一条第一項において準用する前条」に改め、同条第二項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、」を削り、「から第九十条まで、第九十二条及び第九十三条」を「及び第八十七条」に改め、「第七十五条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、「及び第八十八条第四項」及び、「第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第四項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、」及び、「第七十五条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活

介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第五項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、」、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条」及び「第七十五条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削る。

附則第八條第一項及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間、改正後の第三条第三項及び第四十一条の二(第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百三条、第四十九条、第四十九條の四、第五十九条、第五十九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四条の二十、第二百条の五、第二百一条、第二百一条の十二並びに第二百条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十四条の二(第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百三条、第四百九条、第四百九条の四、第五十九条、第五十九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四条の二十、

第二百条の五、第二百一条、第二百一条の十二並びに第二百条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十四条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十五条第三項(第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第二百三条、第九十四条の十二並びに第九十四条の二十において準用する場合を含む。)、第七十三条第二項及び第九十二条第二項(第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第四十九条、第四十九条の四、第五十九条、第五十九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第二百条の五、第二百一条、第二百一条の十二及び第二百条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の第三十六条の二第三項(第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百三条、第四十九条、第四十九條の四、第五十九条、第五十九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第二百条の五、第二百一条、第二百一条の十二並びに第二百条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十六条の二第三項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十七号

群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第一項第四号中二を削り、ホをニとする。

第七条第一項中「及びニ」を削り、同条第二項中「ロ②及びホ」を「ロ②及びニ」に改める。

第二十七条第五項中「いう」を「いい」、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む」に改める。

第三十六条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援(群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第九十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十六条中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

第四十七条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)
第四十七条の二 指定障害者支援施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十九条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第五十条第二項中「指定障害者支援施設等」を「当該指定障害者支援施設等に」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のため

の訓練を定期的実施すること。

第五十二条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十三条の見出し及び同条中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第五十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十九条の二 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第六十一条第二項第五号中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改める。

(群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成三十年群馬県条例第三十六号)の一部を次のように

改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第三条第三項及び第五十九条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第四十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第五十条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、新条例第五十三条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十八号

群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第九条第二項第三号中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改める。

第十七条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十五条の二 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十七条第二項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第二十八条の見出し及び同条中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

第二章第三十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十二条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援（群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十六号）第九十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第四十八条第二項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第五十条、第五十五条及び第六十条中「第二十一条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第六十三条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第六十四条第二項中「第五項まで及び第七項」を「第六項まで」に改める。

第六十七条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、

前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第六十九条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第七十一条の二の次に次の一条を加える。
（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第七十一条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十二条に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十四条及び第八十七条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第八十九条第一項中「及び第六項」を削り、同条第二項中「第七項」を「第六項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間、改正後の第三条第三項及び第三十二条の二（第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十五条の二（第五十条、

第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二十五条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十七条第二項及び第四十八条第二項(第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の第二十八条第三項(第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

群馬県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県条例第二十九号

群馬県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県知事 山本 一太

群馬県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第二十五項」を「第五条第二十七項」に改める。

第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第四条に次の一項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第六条第二項第二号中「第十七条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同項第三号中「第十八条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第十五条第二項中「地域活動支援センター」を「当該地域活動支援センター」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第二十条第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。
(業務継続計画の策定等)

第十六条 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十三条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十四条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十一条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的 to 開催するとともに、

その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切 to 実施するための担当者置くこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間、改正後の第二条第四項及び第二十一条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第十六条の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第十七条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

群馬県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十号

群馬県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第百号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第二十六項」を「第五条第二十八項」に改める。

第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条に次の一項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七条第二項第二号中「第十五条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同項第三号中「第十六条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第十三条第二項中「福祉ホームに」を「当該福祉ホームに」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第十九条第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を定期的に開催することともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。
(業務継続計画の策定等)

第十四条 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十二条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によつてサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十九条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施

施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和四年三月三十一日までの間、改正後の第二条第四項及び第十九条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第十四条の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第十五条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

群馬県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県条例第三十一号

群馬県知事 山本 一太

群馬県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第一百号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。
第七条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第八条第二項第三号中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改める。

第十一条第一項第五号中ニを削り、ホをニとする。

第十二条第一項中「及びニ」を削り、同条第二項中「ロ(2)及びホ」を「ロ(2)及びニ」に改める。

第十九条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む」に改める。

第二十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援（群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十六号）第九十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努め

なければならない。

第三十七条に次の一項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十七条の二 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十九条第二項中「障害者支援施設に」を「当該障害者支援施設に」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第四十一条の見出し及び同条中「身体的拘束等」を「身体拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十六条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間、改正後の第三条第三項及び第四十六条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十九条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の第四十一条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

群馬県薬事審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十二号

群馬県薬事審議会条例の一部を改正する条例

群馬県薬事審議会条例(昭和三十六年群馬県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十五年法律第四百十五号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条中第九号を第十一号とし、第一号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 法第六条の二第一項の知事の認定に關すること。

二 法第六条の三第一項の知事の認定に關すること。

附則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十三号

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。
別表法第十四条第六項又は第八十条第一項の規定による調査を申請する者の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同表法第十四条第九項の規定による承認事項の変更の承認を申請する者の項中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改める。

第二条 群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表法第四条第四項に規定する薬局の開設の許可の更新を申請する者の項の次に次のように加える。

法第六条の二第一項に規定する地域連携薬局の認定を申請する者	一千万円
法第六条の二第四項に規定する地域連携薬局の認定の更新を申請する者	一千万円
法第六条の三第一項に規定する専門医療機関連携薬局の認定を申請する者	一千万円
法第六条の三第五項に規定する専門医療機関連携薬局の認定の更新を申請する者	一千万円

別表法第十二条第二項に規定する製造販売業の許可の更新を申請する者の項中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同表法第十三条第三項に規定する製造業の許可の更新を申請する者の項中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同表法第十三条第六項に規定する製造業の許可の区分の変更又は追加

を申請する者の項中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同表法第十四条第十三項の規定による承認事項の変更の承認を申請する者の項中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同表法第二十三条の二第二項に規定する製造販売業の許可の更新を申請する者の項中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同表法第二十三条の二第二項に規定する製造販売業の許可の更新を申請する者の項中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同表法第三十九条第四項に規定する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新を申請する者の項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同表法第四十条の二第三項に規定する医療機器の修理業の許可の更新を申請する者の項中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改め、同表法第四十条の二第五項に規定する医療機器の修理区分の変更又は追加の許可を申請する者の項中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同表法第四十条の五第四項に規定する再生医療等製品の販売業の許可の更新を申請する者の項中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同表施行令第一条の五第一項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付を申請する者の項中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同表施行令第一条の六第一項の規定による薬局開設の許可証の再交付を申請する者の項中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

施行令第二条の八第一項の規定による地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付を申請する者	二千五百円
施行令第二条の九第一項の規定による地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付を申請する者	二千五百円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
(施行前の準備に係る手数料の徴収)

2 この条例の施行前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）附則第十二条第八項の規定により行う同法第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定の例による認定の申請に係る審査については、一件につき一万千円の手数料を徴収する。

群馬県食品衛生法施行条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十四号

群馬県食品衛生法施行条例の一部を改正する等の条例

（群馬県食品衛生法施行条例の一部改正）

第一条 群馬県食品衛生法施行条例（平成十二年群馬県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二及び第二条の三を削る。

第三条を次のように改める。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第三条 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「政令」という。）第八条第一項に規定する県が設置する食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- 二 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

2 政令第八条第一項に規定する県が設置する食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「別表第三」を「別表第四」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「前二条」を「前条」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「第五十一条」を「第五十四条」に、「公衆衛生上」を「公衆衛生」に、「別表第二」を「政令第三十五条各号に掲げる営業（同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。）に共通する事項については別表第一、同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第二、法第十三条第一項の規定により定められた基準又は規格に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準については別表第一から別表第三まで」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一

条を加える。

(食品衛生管理者の養成施設の登録等に係る手数料)

第四条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 法第四十八条第六項第三号に規定する食品衛生管理者の養成施設の登録を受けようとする者 十五万円

二 法第四十八条第六項第四号に規定する講習会の登録を受けようとする者 九万円

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第五条関係)

一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの(以下「食品等」という。)への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画が設けられ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従事者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合は、この限りでない。

なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合は、これらと区画されていること。

三 施設の構造及び設備

イ じんあい、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。

ロ 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。

ハ 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒(以下「清掃等」という。)

を容易にすることができ材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。

二 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあつては、床面は不透水性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不透水性材料で腰張りされていること。

ホ 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることができるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。

ヘ 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水(以下「水道事業等により供給される水」という。)

又はこれ以外の飲用に適する水(以下「飲用に適する水」という。)を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合には、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合には、食品衛生上支障のない構造であること。

ト 法第十三条第一項の規定により別に定められた基準又は規格に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業における規定の適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できる旨の定めがある食品を取り扱う営業における規定の適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。

チ 従事者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。

なお、水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

リ 排水設備は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。

(2) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施

設外に適切に排出できる機能を有すること。

(3) 配管は、十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

ヌ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第十三条第一項により別に定められた基準又は規格に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあつては、その定めに従い必要な設備を有すること。

ル 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。

ヲ 次に掲げる要件を満たす便所を従事者の数に応じて有すること。

(1) 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。

(2) 専用の流水式手洗い設備を有すること。

ワ 原材料の種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができ十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。

カ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

コ 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。

ク 更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。

ケ 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。

ク 添加物を使用する施設にあつては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。

四 機械器具

イ 食品若しくは添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下この表において「機械器具等」という。）は、適正に洗

浄、保守及び点検をすることができる構造であること。

ロ 作業に応じた機械器具等を備えること。

ハ 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。

ニ 固定し、又は移動し難い機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃をしやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。

ホ 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。

ヘ 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。

ト 作業場の清掃等をするための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従事者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。

五 その他

イ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業にあつては、第三号ヨの基準を適用しない。

ロ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのまゝの状態で飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第二第一号(1)において同じ。）をする場合にあつては、イの規定によるほか、次に掲げる基準により営業をすることができる。

(1) 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。

(2) 排水設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。

(3) 冷蔵又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。

(4) 食品を取り扱う区域にあつては、従事者以外の者が容易に立ち入ることができない構造である場合は、区画されていることを要しないこととすることができる。

ハ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。

ニ 政令第三十五条第九号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、第三号ヲ、ワ及びタ並びに前号ホの基準を適用しない。

ホ 政令第三十五条第二十七号及び第二十八号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、第一号から前号までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(3) 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

(4) 製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

ヘ 政令第三十五条第三十号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあつては、第一号から前号までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。

(1) 原材料の保管及び前処理又は調査並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ること。

(2) 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

別表第二(第五条関係)

一 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

(2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

(3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

二 政令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機(屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。)により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

イ ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあつては、この限りでない。

ロ 床面は、清掃等が容易な不浸透性材料の材質であること。

三 政令第三十五条第三号に規定する食肉販売業

イ 処理室を有すること。

ロ 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存

- を要する場合にあっては製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。
- 二 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- 四 政令第三十五条第四号に規定する魚介類販売業
- イ 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。
- なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。
- ハ 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
- ニ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) 必要に応じて浄化設備を有すること。
- (2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
- (3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。
- 五 政令第三十五条第五号に規定する魚介類競り売り営業
- イ 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。
- ロ 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。
- ハ 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあっては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。
- 六 政令第三十五条第六号に規定する集乳業
- イ 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
- ロ 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。
- 七 政令第三十五条第七号に規定する乳処理業
- イ 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあっては貯蔵及び受入検査をする室又は場所、検査を外部委託する施設にあっては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。
- なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。
- ニ 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。
- 八 政令第三十五条第八号に規定する特別牛乳搾取処理業
- イ 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設である場合を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。
- なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- なお、生乳の殺菌をする場合にあっては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。
- ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することができる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。
- 九 政令第三十五条第九号に規定する食肉処理業

イ 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。

ニ 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

ホ 生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) とさつ放血室(とさつ及び放血をする場合に限る。)及び剥皮をする場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちよう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。

(2) 剥皮をする場所は、懸ちよう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒設備を有すること。

(3) 懸ちよう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。

(4) 洗浄消毒設備は、摂氏六十度以上の温湯及び摂氏八十三度以上の熱湯を供給することができる設備を有すること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計を備えること。

ヘ 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。

(2) 計画処理頭数(一の施設において、あらかじめ処理することが定められ

た頭数をいう。)に応じ、水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。

なお、鹿又はいのししを処理する場合にあっては、成獣一頭当たり約百リットルの水を供給することができる貯水設備を有すること。

(3) 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

(4) 車外において剥皮をする場合にあっては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じんあい等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。

ト 血液を加工する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室並びに冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあっては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。

なお、室又は設備は、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

(3) 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

十 政令第三十五条第十号に規定する食品の放射線照射業

イ 専用の照射室を有すること。

ロ 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。

ハ 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

十一 政令第三十五条第十一号に規定する菓子製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ニ シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合においては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

十二 政令第三十五条第十二号に規定するアイスクリーム類製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設である場合を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設である場合を除く。）を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。

十三 政令第三十五条第十三号に規定する乳製品製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設である場合を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設である場合を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

十四 政令第三十五条第十四号に規定する清涼飲料水製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあつては、製造に限る。）をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にあつては、調合、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。

十五 政令第三十五条第十五号に規定する食肉製品製造業

イ 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

十六 政令第三十五条第十六号に規定する水産製品製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ハ 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を有すること。

ニ 生食用鮮魚介類を取り扱う場合にあつては、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。

ホ 魚肉練り製品を製造する場合にあつては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に播漬及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。

ヘ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 必要に応じて浄化設備を有すること。

(2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有

すること。

(3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

十七 政令第三十五条第十七号に規定する冰雪製造業

製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

十八 政令第三十五条第十八号に規定する液卵製造業

イ 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏八度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理できる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

十九 政令第三十五条第十九号に規定する食用油脂製造業

イ 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 食用油脂を製造する施設の室又は場所にあつては、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。

ハ マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所にあつては、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。また、必要に応じて熟成室を有すること。

二十 政令第三十五条第二十号に規定するみそ又はしょうゆ製造業

イ 製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、並びに製品の充填、包装及び保管をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。また、充填及び包装をする室又は場所にあつては、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。

ロ しょうゆを製造する場合にあつては、必要に応じて压榨、火入れ、調合、ろ過及び压榨製成に必要な設備を有すること。

ハ みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあつては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

二十一 政令第三十五条第二十一号に規定する酒類製造業

イ 製造する品目に応じて、製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成(蒸留及び压榨を含む。)をし、並びに製品の充填、包装及び保管をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の充填及び包装をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立てをする設備を有すること。

ハ 製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きよう、製麹、糖化、煮沸、発酵、蒸留、压榨、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。

二十二 政令第三十五条第二十二号に規定する豆腐製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備を有すること。

ハ 無菌充填豆腐を製造する場合にあつては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を有すること。

ニ 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあつては、必要に応じて、冷凍、

乾燥、油調等をする設備を有すること。

二十三 政令第三十五条第二十三号に規定する納豆製造業

イ 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

二十四 政令第三十五条第二十四号に規定する麺類製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所にあつては、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。

二十五 政令第三十五条第二十五号に規定するそうざい製造業及び同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

二十六 政令第三十五条第二十七号に規定する冷凍食品製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするた

めの室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ハ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

ニ 製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

二十七 政令第三十五条第二十九号に規定する漬物製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬込み、殺菌等をする設備を有すること。

ハ 浅漬けを製造する場合にあつては、製品が摂氏十度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。

二十八 政令第三十五条第三十号に規定する密封包装食品製造業

イ 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ハ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

二十九 政令第三十五条第三十一号に規定する食品の小分け業

イ 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されている

こと。
 ロ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

三十 政令第三十五条第三十二号に規定する添加物製造業

イ 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有すること。

なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。

なお、添加物製剤を製造する場合にあっては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。

ハ 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において試験検査をする場合であつて、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。

ニ 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であつて、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第十三条第一項の基準及び規格に適合する場合は、この限りでない。

別表第三(第五条関係)

- 一 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第三号に規定する食肉販売業、同条第九号に規定する食肉処理業、同条第二十六号に規定する複合型そらぎ製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- イ 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。

ロ 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
 ハ 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
 ニ 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏四度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏零下十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ホ 生食用食肉を加工する施設にあっては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。

二 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十六号に規定する複合型そらぎ製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
 イ 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。

ロ ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
 ハ ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを摂氏零下十八度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四(第七条関係)

区 分	金 額
一 常設飲食店営業許可申請手数料	一六、〇〇〇円
二 仮設飲食店営業許可申請手数料	八、〇〇〇円
三 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	九、六〇〇円
四 食肉販売業許可申請手数料	一一、〇〇〇円
五 魚介類販売業許可申請手数料	一一、〇〇〇円
六 魚介類販売業許可申請手数料	一一、〇〇〇円
七 魚介類販売業許可申請手数料	九、六〇〇円
八 乳処理業許可申請手数料	一一、〇〇〇円
九 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	一一、〇〇〇円
十 食肉処理業許可申請手数料	一一、〇〇〇円
十一 食品の放射線照射業許可申請手数料	一一、〇〇〇円

十二 菓子製造業許可申請手数料	一四、〇〇〇円
十三 アイスクリーム類製造業許可申請手数料	一四、〇〇〇円
十四 乳製品製造業許可申請手数料	一一、〇〇〇円
十五 清涼飲料水製造業許可申請手数料	一一、〇〇〇円
十六 食肉製品製造業許可申請手数料	一一、〇〇〇円
十七 水産製品製造業許可申請手数料	一六、〇〇〇円
十八 氷雪製造業許可申請手数料	一一、〇〇〇円
十九 液卵製造業許可申請手数料	一六、〇〇〇円
二十 食用油脂製造業許可申請手数料	一一、〇〇〇円
二十一 みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	一六、〇〇〇円
二十二 酒類製造業許可申請手数料	一六、〇〇〇円
二十三 豆腐製造業許可申請手数料	一四、〇〇〇円
二十四 納豆製造業許可申請手数料	一四、〇〇〇円
二十五 麺類製造業許可申請手数料	一四、〇〇〇円
二十六 そうざい製造業許可申請手数料	一一、〇〇〇円
二十七 複合型そうざい製造業許可申請手数料	三〇、〇〇〇円
二十八 冷凍食品製造業許可申請手数料	一一、〇〇〇円
二十九 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	三〇、〇〇〇円
三十 漬物製造業許可申請手数料	一四、〇〇〇円
三十一 密封包装食品製造業許可申請手数料	一一、〇〇〇円
三十二 食品の小分け業許可申請手数料	一六、〇〇〇円
三十三 添加物製造業許可申請手数料	一一、〇〇〇円

(群馬県旅館業条例の一部改正)

第二条 群馬県旅館業条例(昭和二十九年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第五十一条」を「第五十四条」に改める。

(群馬県食品衛生条例の廃止)

第三条 群馬県食品衛生条例(昭和四十四年群馬県条例第十七号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(群馬県食品衛生法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第二百二十三号)附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に係る第一条の規定による改正

後の群馬県食品衛生法施行条例第五条第一項に規定する営業施設基準については、なお従前の例による。

(群馬県食品衛生条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に第三条の規定による廃止前の群馬県食品衛生条例第四条第一項の知事の許可を受けて同条例第三条第一項第一号に掲げる営業を営んでいる者に係る同項に規定する営業の施設の衛生基準については、当該者が食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)第二条の規定による改正後の食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の規定による許可を受ける日の前日又は令和六年五月三十一日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する第三条の規定による廃止前の群馬県食品衛生条例第八条の規定の適用については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為並びに附則第二項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

6 群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十七年群馬県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とし、四の項を三の項とする。

群馬県産の生乳の安全性の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十五号

群馬県産の生乳の安全性の確保に関する条例の一部を改正する条例

群馬県産の生乳の安全性の確保に関する条例(平成十七年群馬県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三十五条第六号」を「第三十五条第七号」に、「同条第八号」を「同条第十三号」に改める。

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十六号

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成十五年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

群馬県立繊維工業試験場

桐生市

第三条中「掲げるセンター」の下に「(群馬県立繊維工業試験場を除く。次条第二項及び第六条において同じ。)」を加える。

第九条第一項中「工業用材料、工業機器等の」を削り、同条第五項中「第三項」を「第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第三項に規定する規則で定める額は、別表第七の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる単位に応じ、同表の下欄に定める金額の範囲内において、当該試験、分析、加工等に要する材料費、機械器具の損耗費及び機械設備に係る光熱水費の額に、群馬県立産業技術センター所長が別に定める人件費を加えた額(その額に十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を標準として定めるものとする。

第九条第二項の次に次の一項を加える。

3 群馬県立繊維工業試験場に試験等を依頼しようとする者又はその試験等の結果の謄本の交付を受けようとする者は、規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

別表第五試験の項中「三八、一〇〇円」を「二三、二〇〇円」に改める。
別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七(第九条関係)

加工	分析	試験	区分	
			単位	金額
一件一キログラムにつき	一件一成分につき	一件につき	一件二成分まで	四一〇円以上二八、一〇〇円以下
一件一回染め一キログラムにつき	一回につき	一件二成分まで	二、三五〇円以下	二、三五〇円以下
一件につき	二、九八〇円以上三、三五〇円以下	二成分を超えるときは、その超える一成分ごとに八三〇円以下の金額を加えた額)	二、三五〇円以下	二、三五〇円以下
	八八〇円以上三、三〇〇円以下		五一〇円以下	

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の群馬県繊維工業試験場手数料
- 2 群馬県繊維工業試験場手数料条例(昭和二十四年群馬県条例第十七号)は、廃止する。
- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- (群馬県繊維工業試験場手数料条例の廃止)
- (群馬県繊維工業試験場手数料条例の廃止)
- (施行期日)

試験等の結果の贈本交付	分解及び設計	デザイン調整	附則	
			一通につき	一回につき
一件一メートルにつき	一件一メートルにつき	一件一メートルにつき	一件一メートルにつき	一件一メートルにつき
一件五〇、〇〇〇メートルにつき	一件一、〇〇〇メートルにつき	一件一、〇〇〇メートルにつき	一件一、〇〇〇メートルにつき	一件一、〇〇〇メートルにつき
三、三五〇円以上六、一七〇円以下	三、三五〇円以上六、一七〇円以下	三、三五〇円以上六、一七〇円以下	三、三五〇円以上六、一七〇円以下	三、三五〇円以上六、一七〇円以下
五一〇円以下	五一〇円以下	五一〇円以下	五一〇円以下	五一〇円以下
六、八五〇円以上一〇、二〇〇円以下(規定の大きさを超えるときは二、六一〇円以上五、二三〇円以下の金額を加え、色数が二色を超えるときはその超える色一色ごとに八八〇円以下の金額を加え、印刷枚数が一枚を超えるときはその超える枚数一枚ごとに一、八二〇円以下の金額を加えた額)				
四一〇円以下				

条例第一条に規定する試験等を受けている者の当該試験等の手数料については、なお従前の例による。

(群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例による改正後の別表第五の規定は、この条例の施行の日以後にされる試験等の依頼に係る手数料について適用し、同日前にされた試験等の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十七号

群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(群馬県勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中

テニスコート	一面					
	午前	午後	夜間	一日	四、九〇〇円以下	
	一、五六〇円以上 二、四〇〇円以下	二、〇八〇円以上 三、一三〇円以下	二、〇八〇円以上 三、一三〇円以下	五、七二〇円以上 八、六六〇円以下	四、九〇〇円以下	
	一面					
	一時間			四一〇円以下		
	六二〇円以上 八三〇円以下			四一〇円以下		

別表第二号の表中

テニスコート			
午前、午後、夜間 各一回			
小学生及び中学生	一般		
二〇〇円以下 一五〇円以上 二〇〇円以下	三〇〇円以上 四一〇円以下		二〇〇円以下

			二〇〇円以下

テニスコート			
一回			
二〇〇円以下 一六〇円以上 二〇〇円以下			二〇〇円以下

			二〇〇円以下

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附則

を

に、

を

に改め

群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十八号

群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県河川総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年群馬県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書を削る。

別表利根川河川尾島児童園地の項を削る。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第三十九号

群馬県道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例

群馬県道路路占用料徴収条例(昭和二十八年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二条、第四条関係)

法第三十二 条第一項第 一号に掲げ る工作物	占用物件				単位				所在地			
	第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に 設ける線類	地下に設ける電線その 他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所
	一本に つき一 年	一本に つき一 年	一本に つき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年	長さ一 メートル につき一 年
	七三〇円	五二〇円	四二〇円	三八〇円	五八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円
	一、一〇〇円	七九〇円	六五〇円	八八〇円	六五〇円	八八〇円	八八〇円	八八〇円	八八〇円	八八〇円	八八〇円	八八〇円
	一、五〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円
	一、四〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円
	六五〇円	四六〇円	三八〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円
	一、〇〇〇円	七三〇円	六二〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円
	六五〇円	四六〇円	三八〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円
	七三〇円	五二〇円	四二〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円
	一、一〇〇円	七九〇円	六五〇円	八八〇円	六五〇円	八八〇円	八八〇円	八八〇円	八八〇円	八八〇円	八八〇円	八八〇円
	一、五〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円
	一、四〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円
	六五〇円	四六〇円	三八〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円
	一、〇〇〇円	七三〇円	六二〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円	五四〇円
	六五〇円	四六〇円	三八〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円
	七三〇円	五二〇円	四二〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円	三八〇円
	一、一〇〇円	七九〇円	六五〇円	八八〇円	六五〇円	八八〇円	八八〇円	八八〇円	八八〇円	八八〇円	八八〇円	八八〇円
	一、五〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円	七三〇円
	一、四〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円	六五〇円
	六五〇円	四六〇円	三八〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円	三三〇円

法第三十二 条第一項第 五号に掲げ る施設	法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件				法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件				法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件			
	外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・二五メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年
郵便差出箱及び信書便 差出箱	五五〇円	三八〇円	三三〇円	二八〇円								
広告塔	四、三〇〇円	一、九〇〇円	九六〇円	六七〇円								
その他のもの												
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	二七円	一九円	一六円	一四円								
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	三九円	二七円	二三円	二〇円								
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	五九円	四二円	三四円	三〇円								
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	七八円	五五円	四五円	四二円								
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	一一〇円	八二円	六八円	六一円								
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	一六〇円	一一〇円	九一元	八一円								
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	二七〇円	一九〇円	一六〇円	一四〇円								
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	三九〇円	二七〇円	二三〇円	二〇〇円								
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	七八〇円	五五〇円	四五〇円	四一〇円								
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円								
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円								
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円								
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	一、三〇〇円	九一〇円	七六〇円	六八〇円								

旗ざお	標識	看板(アーチであるものを除く)		その他のもの	法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	階数が二以上のもの		階数が三以上のもの
		一時的に設けるもの	その他のもの							階数が二以上のもの	階数が三以上のもの	
その他 のもの つき 一本に	縁日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの つき一 本に	年 つき一 本に	方メー トルに つき一 本に	占用面 積一平 方メー トルに つき一 本に	占用面 積一平 方メー トルに つき一 本に	占用面 積一平 方メー トルに つき一 本に	占用面 積一平 方メー トルに つき一 本に	占用面 積一平 方メー トルに つき一 本に	占用面 積一平 方メー トルに つき一 本に	占用面 積一平 方メー トルに つき一 本に	占用面 積一平 方メー トルに つき一 本に	占用面 積一平 方メー トルに つき一 本に
四三〇円	四三〇円	一、〇〇〇円	四、三〇〇円	四三〇円	四三〇円	四三〇円	四三〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	二、一〇〇円	Aに〇・〇一を乗じて得た額	
一九〇円	一九〇円	七三〇円	一、九〇〇円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	九一〇円	五六〇円	九三〇円	Aに〇・〇一を乗じて得た額	
九六円	一〇円	六一〇円	九六〇円	九六円	九六円	九六円	九六円	七六〇円	二九〇円	四八〇円	Aに〇・〇一を乗じて得た額	
六七円	七円	五四〇円	六七〇円	六七円	六七円	六七円	六七円	六八〇円	二〇〇円	三三〇円	Aに〇・〇一を乗じて得た額	

その他のもの	アーチ		令第七条第一号に掲げる工作物	令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	令第七条第八号に掲げる施設	上空に設けるもの	地下(トンネルの上の地下を除く)に設けるもの	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積一平方メートルにつき	その面積一平方メートルにつき	その面積一平方メートルにつき	その面積一平方メートルにつき
	車道を横断するもの	その他のもの														
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	四三〇円	一九〇円	一〇円	七円
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	四三〇円	一九〇円	一〇円	七円
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	四三〇円	一九〇円	一〇円	七円
Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	四三〇円	一九〇円	一〇円	七円

令第七条第九号に掲げる施設	建築物	その他のもの	令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	その他のもの	令第七条第十一号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの
	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
令第七条第九号に掲げる施設	建築物	その他のもの	令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	その他のもの	令第七条第十一号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの
令第七条第九号に掲げる施設	建築物	その他のもの	令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	その他のもの	令第七条第十一号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの
令第七条第九号に掲げる施設	建築物	その他のもの	令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	その他のもの	令第七条第十一号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に道路の占用の許可(許可の期間が一年未満である場合を除く。)を受けて存する占用物件(この条例の施行の日以後に当該許可に係る期間が更新される占用物件を含む。以下「既存占用物件」という。)について徴収する同日以後の占用の期間に係る占用料の額は、当該既存占用物件ごとに、改正後の別表の規定を適用して算定した額とする。ただし、改正後の別表の規定を適用して算

定した各年度の占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じそれぞれ当該各号に定める方法により算出した額を超える場合は、当該算出した額を当該年度の占用料の額とする。

- 一 令和三年度 当該既存占用物件に係る改正前の別表又は群馬県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成三十年群馬県条例第四十六号)附則第二項ただし書の規定を適用して算定した占用料の額に十分の十二を乗じて得た額
- 二 令和四年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額(前年度の占用の期間と当該年度の占用の期間が異なる場合にあつては、当該年度の占用の期間に相当する期間における前年度の占用料の額)に十分の十二を乗じて得た額

3 この条例の施行の際現に道路の占用の許可(許可の期間が一年未満である場合に限る。)を受けている者の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十号

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例(平成二十八年群馬県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第一条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、消費性能適合性判定に係る建築物の用途が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計が別表第五の第一欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第二欄に、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあつては同表の第三欄にそれぞれ掲げる額の手数料(当該消費性能適合性判定に係る建築物が二以上あるときは、建築物ごとに算出した手数料を合計したもの)を納付しなければならない。

- 一 工場
- 二 危険物の貯蔵又は処理に供するもの
- 三 水産物の増殖場又は養殖場
- 四 倉庫
- 五 卸売市場
- 六 火葬場
- 七 と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

第二条第一項中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条第二項中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第二十九条第三項に」を「第三十四条第三項に」に改め、同条第三項中「第三十条第一項第一号」を「第三十五条第一項第一号」に改め、同条第四項中「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第三条第一項中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。
別表第四の三百平方メートル未満の項の次に次のように加える。

三百平方メートル以上千平方メートル未満	二十六万五千元	十万四千元	一万六千元
---------------------	---------	-------	-------

別表第四の三百平方メートル以上二千平方メートル未満の項中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同表の次に次の一表を加える。
別表第五(第一条の二関係)

第一欄	第二欄	第三欄
三百平方メートル以上千平方メートル未満	三万円	二万六千元
千平方メートル以上二千平方メートル未満	四万円	三万五千元
二千平方メートル以上五千平方メートル未満	九万五千元	八万九千元
五千平方メートル以上一万平方メートル未満	十四万円	十三万三千元
一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満	十七万三千元	十六万六千元
二万五千平方メートル以上	二十一万四千元	二十万五千元

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる提出又は申請に係る手

数料について適用し、同日前にされた提出又は申請に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十一号

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(群馬県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 群馬県立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「二、九二六人」を「二、八五二人」に、「三一七人」を「三〇九人」に、「一三一人」を「一二七人」に、「三、三七四人」を「三、二八八人」に改め、同項第三号イ中「八三三人」を「七九七人」に、「八八〇人」を「八四五人」に改め、同号ロ中「六八〇人」を「六六四人」に、「八〇八人」を「七九二人」に改める。

(群馬県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 群馬県市町村立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「六、四二四人」を「六、三七一人」に、「四二人」を「三七人」に、「六、七八四人」を「六、七二六人」に改め、同項第二号中「三、九〇九人」を「三、八八三人」に、「二六人」を「二五人」に、「一八五人」を「一八三人」に、「四、一二〇人」を「四、〇九一人」に改め、同項第三号中「一〇四人」を「一〇九人」に、「一〇九人」を「一一四人」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十二号

群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例(昭和四十六年群馬県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、委員会は、当該使用の目的が青少年自然の家の設置の目的に適合しないと認めるときは、当該設置の目的の達成に支障のない範囲内で、青少年自然の家の使用の承認を与えることができる。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十三号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十八年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県迷惑行為防止条例

第一条中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等」を「人に著しく迷惑をかける行為等」に改める。

第二条の三第一項中「公共の場所又は公共の乗物において」を削り、同項第一号中「人」を「公共の場所又は公共の乗物において、人」に改め、同項第二号中「衣服等」を「公共の場所、公共の乗物、学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗物において、衣服等」に、「衣服等の下に差し出し、置くなど」を「差し向け、若しくは設置」に改め、同項第三号中「写真機等」を「公共の場所、公共の乗物、学校、事務所、タクシーその他不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所又は乗物において、写真機等」に、「又は身体」を「若しくは身体」に、「又は撮影する」を「若しくは撮影し、又はこれらの行為をしようとして、写真機等を差し向け、若しくは設置する」に改める。

第九条の三中「つきまとい行為等」を「つきまとい等」に改め、同条第一号中「又は」を削り、「押し掛ける」を「押し掛け、又はこれらの場所の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第八号中「又は」を削り、「置く」を「置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置く」に改める。

第十条第一項中「六月」を「一年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第

二項中「二年」を「三年」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

群馬県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第四十四号

群馬県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

群馬県政務活動費の交付に関する条例(平成十三年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「五」を削る。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十五号

群馬県議会委員会条例の一部を改正する条例

群馬県議会委員会条例(昭和三十一年群馬県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「職員をして」を削り、「作成させ、これに署名又は押印しなければ」を「作成しなければ」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
